

いかるがホール友の会会員規約

- 第1条 この会の名称は、「いかるがホール友の会」といいます。
- 第2条 この会は、いかるがホールで開催される各種文化事業の鑑賞や文化事業への積極的な参加と、いかるがホールを支援する個人、グループの育成及び文化交流を図ることを目的とします。
- 第3条 この会の事務局は、いかるがホール(斑鳩町興留10丁目6番43号)の中に置きます。
- 第4条 いかるがホール友の会会員(以下「会員」という。)とは、この会の目的に賛同し、入会申込された方で、いかるがホールが入会を認めた方をいいます。
- 2 会員は、「個人会員」及び「法人会員」で構成します。「個人会員」は、中学生以上の個人で構成します。「法人会員」は、企業及び団体で構成します。
- 3 会員期間は、毎年4月1日あるいは入会の日から次に来る3月31日までとし、手続きを踏むことによって、毎度の更新が可能です。
- 第5条 会員は入会時に、事務局の定めた方法により次の年会費を支払うものとします。
- (1) 個人会員 年会費1,000円
(2) 法人会員 年会費3,000円
- 第6条 会員は、次のような特典があります。
- (1) いかるがホール主催の公演情報をお送りいたします。(隔月)
- (2) いかるがホール主催の公演のチケットを発売日前から電話先行予約購入及び発売日後の予約購入が可能です。
- (3) いかるがホール主催の公演チケット先行購入枚数2枚を購入できます。(法人会員は1口4枚まで)
- (4) いかるがホール主催の公演チケットが2枚まで1割引の優待価格となります。(法人会員は1口4枚まで)
- (5) 法人会員さまで5口以上ご加入の場合は、ホール主催の各公演に1名様をご招待いたします。さらに10口以上ご加入の場合は2名様をご招待いたします。
- (6) いかるがホール主催の文化講座を優待価格で受講いただけます。
- (7) 抽選で素敵なプレゼントを進呈いたします。
- (8) チケット購入ごとのポイントに応じて特別割引券をプレゼントいたします。
- (9) その他事務局が必要と判断した特典。
- 第8条 会員は、氏名、住所、電話番号等を入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、ただちにいかるがホールに届け出るものとします。
- 第9条 会員が脱会しようとするときは、いかるがホールに退会の届出をし、債務を完済するものとします。ただし、会費は返還しないものとします。
- 2 会員が虚偽の申告、代金の未払い、その他規約に違反したときは、会員の資格を取り消すことがあります。
- 第10条 この会の会計は、公益財団法人斑鳩町文化振興財団の公益目的事業会計に組み入れ運営するものとします。
- 第11条 この規約に変更が生じた場合は、事務局は会員全員に通知します。
- 第12条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて別に定めます。
- 附則 この規約は、平成11年4月1日から適用するものとします。
- 附則 この規約は、平成12年4月1日から適用するものとします。
- 附則 この規約は、平成16年4月1日から適用するものとします。
- 附則 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第106号第1項に定める公益法人の設立の日の登記の日から施行する。
- 附則 この規約は、平成25年1月1日から施行する。ただし第5条の規定は、平成25年4月1日から施行する。



いかるがホール友の会

入会のご案内



(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
3万円以上
貼付

印

この場所には、何も記載しないでください。

公益財団法人斑鳩町文化振興財団

